

会 議 録

第5回定例会

開会 平成30年6月7日

教育委員会会議録

1 開 会 平成30年6月7日 午前10時

2 閉 会 平成30年6月7日 午前11時35分

3 教育委員会出席者

教育長	美馬 持仁
委員	松重 和美
委員	辻 貴博
委員	藤本 宗子
委員	小林 信行
委員	河口 雅子

4 教育長及び委員以外の出席者

副 教 育 長	勢井 研
教 育 次 長	青山 佳裕
教 育 創 生 課 長	長町 哲治
特 別 支 援 教 育 課 長	榊 浩一
生 涯 学 習 課 長	小林 恭子
総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長	大西 豊
教 育 政 策 課 長	臼杵 一浩
教 育 政 策 課 副 課 長	木下 淳子

[開 会]

教育長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

教育長 配付されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

[議 事]

教育長 議案第9号を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《議案第8号 徳島県立学校規則の一部を改正する規則について》

教育長 説明を求める。

教育創生課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

松重委員：県内の他に高校で分校の名称が付くのはあるか。

教育創生課長：特別支援学校にはある。

教育長：阿南支援学校ひわさ分校、池田支援学校美馬分校がある。

教育長 議案第8号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第8号を原案どおり決定する旨を告げる。

《協議事項1 平成31年度徳島県立中学校入学者選抜の基本方針について》

教育長 説明を求める。

教育創生課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

教育長：今年は土日の関係で、一番遅い形になっている。これは、曜日の関係がある。

教育創生課長：従来、大学入試センター試験の1週前に実施している。

松重委員：県立中学校入学者選抜の次の週に大学入試センター試験があるということか。

教育創生課長：そうである。

小林委員：入学辞退者は、何人ぐらいいるのか。

教育創生課長：数名である。城ノ内中学校は、数名。他の学校は、ほとんど、1人か、2人か、0人である。保護者の転勤による、県外への転居などが理由である。

小林委員：志願者のなかで、県外の私学と併願をしているお子さんはいるか。

教育創生課長：そういった場合もあるかと思う。今春の入学者選抜に関しては、いなかったが、過去においては、いたかもしれない。

教育長 協議事項1を議案第10号として付議してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第10号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第10を原案どおり決定する旨を告げる。

《協議事項2 平成31年度徳島県公立高等学校入学者選抜制度の基本方針について》

教育長 説明を求める。

教育創生課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

教育長：変更した点はどこか。

教育創生課長：1点目は、入試日程を例年7月末の「生徒募集選抜要項」で公表していたものを今回の「基本方針」の中で公表と早めたこと。2点目は、特色選抜の募集人員において、普通科は定員の6%以内、専門学科や総合学科は定員の13%以内、この計算で8人未満になる学校は8人以内となっていた。この後に、「ただし」ということで、県外から志願する者の合格者が「人数制限なし」の高等学校は、12人以内とすると

した。現在、県外から志願する者の合格者が「人数制限なし」として
いるのは、海部高校である。

松重委員：3月26日の第2次募集は、第2次選抜か第2次募集選抜ではないか。

青山教育次長：3月26日の第2次募集と3月27日の第2次募集選抜結果通知では、整合
性がとれていない。

教育創生課長：これまで、第2次募集、第2次募集選抜結果通知日という表記で実施
している。来年度に表記が統一できるように考える。

小林委員：重複区域のことだが、地元には学校がなくて重複区域になっていると思う。

今回、神山分校が神山校になったが、神山町は重複区域のままか。

教育創生課長：神山校に関しては、普通科ではなく専門学科のある高校なので、その
まま重複区域である。

教育長：徳島市に接している学校で、地元には普通科がある地域は重複区域に入ってい
ない。鳴門、板野、石井、小松島は地元には普通科高校があるので、重複区域
にはならない。来年度に関してはそのままである。

松重委員：海外からの受入れは、編入等で9月からでも可能か。

教育創生課長：年2回編入試験はある。

青山教育次長：その他、特別な事情があれば随時編入試験はやっている。

教育長：できるだけ受入れができる体制はとっている。

河口委員：地域によって生徒数は減っているが、定員はいつ発表になるのか。

教育創生課長：定員の発表は10月末頃である。地域の生徒数や進学希望調査の結果等
を総合的に判断して決めている。

河口委員：だいぶ減っている地域があると思うが。

教育長：地域によって生徒数の減少の速度が違う。学校の適正規模がどのくらいかを
みていかなければならない。また、できる限り県外からも来てもらうという
ことで、県外枠も広げた。

教育長 協議事項2を議案第11号として付議してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第11号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第11を原案どおり決定する旨を告げる。

《協議事項3 平成31年度徳島県立特別支援学校高等部入学者選抜制度の基本方針に
ついて》

教育長 説明を求める。
特別支援教育課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

小林委員：みなと高等学園の選抜が、公立高等学校の特色選抜と同日に設定されているが、これは同日に行っているのか、それとも偶然にそうなったのか。

特別支援教育課長：みなと高等学園の病弱の学科では、中学校卒業程度の力を審査する必要があることから、公立高等学校の特色選抜と同じ問題を使用しているため、特色選抜の日程と同じとなっている。

小林委員：昨年度の入学辞退者の進路状況を伺いたい。

特別支援教育課長：特別支援学校を入学辞退した23名は、高校とか県外の特別支援学校へ進学しており、不合格者、入学辞退者とも、全員が進学をしている。

松重委員：特別な支援を必要とする生徒の割合は、ここ10年間どのような状況か。

特別支援教育課長：特別支援学校の入学生（小中高等部）でみると、ここ5、6年あたりでは、260、270人から300人ぐらいの間で変動している。若干、高等学校全体の人数は少なくなってきているので、割合的には増えている状況にある。

松重委員：様々な事情はあると思うが、支援を必要とする生徒の多くが特別支援学校で学んでいる状況は、特別支援教育の普及になっていると思う。

副教育長：本県の場合、発達障がい者総合支援センターハナミズキとアイリスがあり、発達障がいの最新の知見に基づいた取組により、理解と早期対応が進んでいる。

松重委員：大学でも「合理的配慮」を行っているが、早期から、いかに適切に支援していくかが大切である。

河口委員：地域や小中学校でもかなり取り組まれている部分があり、早期からの対応はすごく大事だと思う。

教育長：学校に在籍している間は、配慮してもらえるが、学校を卒業してからが本当に大事であり、継続した情報共有を行っていく必要がある。

特別支援教育課長：特別支援学校の生徒たちが就職する際、企業側も雇用にあたって、どのような手立てを講じればよいのかと悩まれていることがある。本県では総合教育センターの指導主事等が職場に出向いて、講習を行う等の取組を始めており、今後も企業へアピールするよう取り組んでいく。

小林委員：みなと高等学園を卒業して、大学へ進学する方はいるのか。その際、大学側の受入れについては、特別な配慮なく、一般の学生と同じように授業を受けているのか。

特別支援教育課長：みなと高等学園は、本来、就職を目指して指導している学校であるが、毎年1名程度進学しており、進学の際には指導を行っているほか、進学の際にも、進路担当者や担任等が進路先と引継を行い、情報共有を図っている。また、大学側も、合理的配慮が法的に位置づけられたことから、申し出により、大学で出来るだけのことをしていただき、視覚障がいや聴覚障がいだけでなく、発達障がいについても、受入体制についての検討を行っている学校が増えてきたと感じられる。

松重委員：難しいのは、特別な支援を必要とすることを分からずに入学してきた学生の場合である。入学前から情報が分かれば対応を準備できる。だから、一貫性ということがとても大事である。

特別支援教育課長：特別支援学校では「個別の教育支援計画」を作成しており、卒業後に保護者へお渡しをして、保護者から進路先へ情報提供を行ってもらっている。

小林委員：そういう過程を経ずに、一般の高校から進学した時に困ると思う。

河口委員：大学でも、一人の教員が20人ぐらいの集団の学生を見守っているが、気になる学生もいる。それぞれ情報を共有し、関わり方を協議しながら取り組んでいるが、それで足りない場合には、専門的機関からの意見ももらっている。

教育長：高校から進学した場合に、情報についての連携をどのように図っていけるのかということとは課題として考えていかなければいけない。

特別支援教育課長：「個別の教育支援計画」等を高等学校においても作成していただくように進めているところであり、これからも、しっかりと取り組んでいきたい。

松重委員：大学は、全学共通であるため、学部の先生だけでなく、一般の先生にもそういう情報を伝えなければならない。また、就職の時には、就職部門も関わるようになるため、情報を共有していかなければならないが、そうしたことは、おそらく各大学で行われていると思う。

河口委員：高校や大学への進学が難しい障がいのあるお子さんをお持ちの保護者の方は、特別支援学校を卒業した後のことを悩まれている。

特別支援教育課長：障がいの状態によっては、就職がどうしても難しく、施設に入ったりする方もいる。今後も、施設ともしっかり連携を取るように

進めていきたい。

松重委員：特別支援学校の卒業生の就職率はどのような状況か。

特別支援教育課長：平成29年度末は、154人が卒業し、56人が就職しており、就職率は36.4%となっている。全国平均が29%程度なので、若干全国平均より高い状況にある。

松重委員：作業によってはその子に適した作業内容があると思う。特別な支援を必要とする方をどのように雇用するかが重要である。また、積極的に雇用してもらうためには、事業所側の要望を知り、対応していく必要があると思う。そうすれば、就職率も上がると思う。

特別支援教育課長：企業への働きかけについては、徳島県では「ゆめチャレンジフェスティバル」として、毎年、企業の方に子どもの力を見ていただくとともに、子どもたちが持っている力のアピールを行い、企業とのマッチングにつながる取組も行っている。こうした場を通じて、子どもの力を見ていただき、就職につながる事例もあることから、今後も実施していくこととしている。

松重委員：企業側が求めるようなスキル等を把握し、指導することも大事だと思う。

特別支援教育課長：就労ニーズが高い分野における技能を磨く取組として、平成24年度から、「とくしま特別支援学校技能検定」を実施しており、現在、清掃、接客、介護、ICT及び流通の5分野で検定を行っている。「ゆめチャレンジフェスティバル」では、子どもの働きたい想いの宣言の他、技能検定の実演や企業との就職面接会を行っている。

教育長 協議事項3を議案第12号として付議してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第12号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

教育長 議案第12を原案どおり決定する旨を告げる。

教育長 追加案件が1件あることを告げる。

《報告事項1 障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくりの推進に関する協定の締結について》

教育長 報告を求める。
生涯学習課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

松重委員：教育の中で、働くということにつながるようなところが明確に表れていないのではないか。

生涯学習課長：特別支援学校卒業後の障がいのある方への支援について、雇用の面、福祉の面に比べて教育の面が遅れていたのではということで、今回はまず生涯学習の部分に特化した形の協定になっている。

教育長：雇用については、すでに協定が結ばれている。

特別支援教育課長：ビルメンテナンスやキョーエイとの、働くという面での協定を結んでいる。

松重委員：教育の中で、福祉の中で、働く場所はまた別の場所だと別々になっているような感じがある。

生涯学習課長：特別支援学校でのキャリア教育が、教育・スポーツ・文化活動の中で行われており、それをつなげるような形の事業を考えていきたい。

教育長：松重委員の御提案は大事なところである。それぞれが別々というのではなく、例えば教育の中でできていたものを就労につなげる等の連携が大事である。

副教育長：その方の特性と能力にあわせ、就労支援を行っており、最初は福祉的就労でスキルを身につけて、一般就労へという道筋のコースもある。徳島は福祉的就労の賃金が全国2位である。そういうところで力をつけて一般就労へと多様な選択枝を用意することが大事で、教育と福祉が連携しながら進めている。

松重委員：今回ののはこれでいいと思うが、教育と福祉関係の方と一緒にやらなければいけない。

副教育長：普段の業務は一緒にやっている。

教育長：他部局との連携をしっかりとやっていく。

松重委員：協定はセレモニーをするのか。

生涯学習課長：実施する。

教育長：マスコミにも資料提供する。

松重委員：広く知っていただくためにも、セレモニーは効果がある。

[非公開]

《議案第9号 個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項の徳島県個人情報
保護審査会への諮問について》

[閉 会]

教育長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉 会 午前11時35分